

2009年5月17日

外国人犯罪と刑罰

専修大学大学院 法学研究科 教授 酒井 輝明

外国人犯罪の実態

最近外国人の犯罪が増えていると感じている日本人は多いだろう。実態を確かめることとする。

犯罪の件数は警察が犯罪を察知した犯罪認知件数であらわされる。ところが外国人の犯罪かどうかは捕まえて見なくては確かなことは分からない。そこで外国人犯罪の推移を外国人検挙人員の推移で追うこととする。

外国人といっても、仕事等で来日し、いずれ帰国する外国人と日本に定着している外国人（実態上は在日の韓国・朝鮮人や中国人が大半を占める）とに分かれる。犯罪統計では前者を「来日外国人」、後者を「その他の外国人」とあらわしている。外国人犯罪が増えているという場合、来日外国人の犯罪を指しているの で来日外国人の検挙人員に着目する。いわゆる外国人労働者という概念に対応するのは来日外国人であろう。

外国人の犯罪といっても、来日外国人の犯罪とその他外国人の犯罪とでは、動向がまったく異なる。1980年代に来日外国人の犯罪は急増したが、逆にその他の外国人の犯罪は急減した。1991年以降は前者が後者を上回るに至っている。その他の外国人の犯罪はその後横ばいの推移を続けた後、2002年以降いったん増加し再度減少した（その他外国人の検挙人員のうち韓国・朝鮮人、中国人以外で最も多いブラジル人やフィリピン人は200人を少し上回る程度なのでこれらの犯罪増加では説明できない）。

来日外国人の検挙人員に着目して外国人犯罪の動きを追ってみよう。来日外国人の検挙人員は1980年代後半以降急増した。1985年の1,370人が1993年のピーク7,276人へと8年間で実に5.3倍となった。別の図録で港湾を出入りする貨物の中で国内貨物と貿易貨物との動きから1984年をグローバル化元年としたことがあるが、外国人犯罪においても1980年代半ばは画期的な時期だったといえる。

バブル経済崩壊後、1993年から98年にかけても時期は、外国人犯罪は、むしろ減少した。そしてそれ以降再度増加に転じ、2004年には8,900人と再度のピークを見た。

このように外国人犯罪の値は確かに大きく増加してきているのである。しからば検挙人員総数に占める外国人犯罪の比率（外国人犯罪比率）はいかなる推移を辿っているか。1993年の第1次のピークには外国人犯罪比率は2.4%に達した。その後、第2のピークの2003年では2.3%であり、最近2010年は2.1%である。つまり、比率的にはこの10年間一度下がってまた上がっているが最高値を更新しているわけではない。日本人の犯罪検挙人員の増加とほぼ平行に増加している側面が大きいと見られる。

この2%という水準であるが、外国人労働者の比率が1%であるので、2倍の検挙人員となっている。従って、外国人犯罪は多いと評価できる。しかし、最近になって多くなったとは必ずしも言えないようだ。

ここでは検挙人員の比率で分析したが、検挙件数では5%をこえる。外国人犯罪の多さを際立たせるには検挙件数ベースをあげたほうがよい。

凶悪犯罪、組織犯罪といった犯罪の中でも目立った犯罪について外国人の活躍が目立つようになっており、こうした点から分析するとまた異なった絵が描ける。ここでは一般刑法犯全体の動きにフォローに限定した。

次に、それでは外国人犯罪はどのような国籍、出身地の者が犯しているのを見よう。これを見ると中国人の犯罪比率が非常に高いことが分かる。次にブラジル人であり、一時期増加が目立っていた（最近は不況による帰国で特に減っている）。これに次いで多いのは、韓国・朝鮮人、ベトナム人、フィリピン人である。国籍別外国人数と比較するとある種興味深い結果となっている

死刑と外国人犯罪

では、日本の刑罰はどのように外国人犯罪に影響を及ぼしているのだろうか。

まず、日本において一番重い刑罰は死刑である。この死刑が、外国人犯罪の抑止力として大きな力を持っているのではないか。というのも、世界の多くの国が死刑を廃止している現代において、死刑を持たない国からの外国人が、日本で現実としての死刑の存在を知ったときの衝撃は非常に大きい物だからだ。在日外国人たちは、もし日本で死刑相当の犯罪を犯した場合、自分たちの国では存在すらもしないような重い刑罰である死刑によって、確実に異国の地に骨を埋めなければならなくなるという事に気がつく。一度根付いた思いは、彼らの日本滞在中、彼らの理性にそして深層心理に語り続け、彼らを死刑になるような犯罪から遠ざけるだろう。

また、死刑は彼らに日本の刑罰の厳しさを教える象徴ともなりえよう。死刑という非常に印象的で重い刑が日本の刑罰全体の印象を厳しく、過酷な物とし、在日外国人たちを犯罪から離れさせているのだ。

私の行った調査によると、在日外国人の多くは死刑の存在について知っていたが、その適用基準については知らなかった。このことは、死刑が在日外国人が死刑になるかもしれないと考えるすべての犯罪に対し、抑止力として働く事を意味する。この抑止力無くしては、外国人による重犯罪一般が増加することが容易に考えられる。

無期懲役と外国人犯罪

日本では、実際に外国人が無期懲役に処せられるという事例がある。このことから、無期懲役も一定の抑止力を在日外国人の犯罪に対して持っている事が予想される。しかし、死刑とちがい、無期懲役が在日外国人に日本の刑罰は特に厳しいものであるという印象を与えるのは難しいだろう。死刑は廃止していても、終身刑を存置しているブラジル人やフィリピン人などにとっては当然、無期懲役では強い驚きを与える事は出来ないし、日本の無期懲役と同じような刑罰を持っている国の国民に大しても、特別な印象を与える事は出来ない。また、無期懲役に仮釈放が存在するため、人殺しのような犯罪を犯してしまっただけでは日本という異国において、母国をもう見る事も無く死刑になってしまう、という最大の犯罪回避の理由が失われてしまう。

有期刑と外国人犯罪

その他の有期刑においては、当然一定の抑止力は持つ者と考えられるが、それが日本特有

のものとはなりえない。上の理論から言えば、当然、在日外国人は罰せられるのはいやだろうが、日本で骨を埋める事になるかもしれない、などの非常に強い心理的プレッシャーをあたえ、犯罪から彼らを遠ざけるのに対し、死刑ほどの抑止力を持たないと言わざるを得ない。また、一部の非常に劣悪な社会状況の国からの在日外国人に対しては、日本の刑務所は非常にいい環境である事も指摘しておこう。

まとめ

外国人犯罪に対しては、死刑が非常に強い抑止力として働いており、これは、他の刑で代替できる者ではない。確かに、本文中の理論では、中国人などには効かないかもしれないが、日本に数多く滞在する、フィリピン人、ブラジル人、韓国人などには確実に死刑が抑止力となっている。他の刑罰に関しては、それなりの抑止力は認められる者の、死刑ほどの強烈さは無いだろう。しかし、私自身はこの理論に対し、更なる研究がなされる事を要請する者である。